

障害者雇用のための助成措置

障害者トライアル雇用奨励金

- ・ハローワーク等の紹介により障害者に対し、原則3か月の試行雇用を行う事業主に対し助成。障害者1人につき、月4万円の奨励金を支給。

短時間トライアル雇用奨励金

- ・精神障害者等について、雇入れ時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、3か月以上12か月以内の一定の期間をかけながら常用雇用への移行を目指して試行雇用を行う事業主に対し助成。精神障害者等1人につき、月2万円の奨励金を支給。

障害者職場定着支援奨励金

- ・ハローワーク等の紹介により障害者を雇い入れ、業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を、配置、委嘱又は業務委託のいずれかにより配置する事業主に対して助成。

障害者職場適応援助 促進助成金

- ・職場適応・定着に特に課題を抱える障害者に対して、雇入れ後の職場適応・定着を図るために、計画に基づき職場適応援助者(ジョブコーチ)による専門的な支援を提供する事業主に対して助成。

障害者職場復帰支援助成金

- ・雇用する労働者が事故や難病等の発症などによる中途障害等により長期の休職を余儀なくされ、かつ、復帰にあたり雇用の継続のために職場適応の措置が必要な場合に、必要な措置を講じて雇用の継続を図った事業主に対して助成。

特定求職者雇用開発助成金

- ・ハローワーク等の紹介により障害者を雇用する事業主に対し助成。

発達障害者・難治性疾患患者 雇用開発助成金

- ・発達障害者又は難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対し助成。

障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)

- ・障害者雇用の経験がない中小企業で、初めての雇入れにより法定雇用障害者数以上の障害者を雇用した場合、120万円を支給。